

集団的自衛権行使を前提とした

政府による自衛隊の憲法への明記案に反対する

H30.10.2 埼玉弁護士会総会決議（イラスト版 市民配布用）

1, はじめに



2018年3月25日、政権与党（自由民主党）は、党大会において、「憲法改正原案」を策定し国会へ提出することを目指すことを決定しました。



憲法9条については1項及び2項をそのまま残した上で、9条の2

「①前条（9条）の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」

という条文を加えて自衛隊を日本国憲法に明記するという案が示されました（「自衛隊明記案」）。



しかし、自衛隊明記案には次に述べるとおりの重大な問題点が数多くあり、到底容認し得ないものです。

2、恒久平和主義の観点から

(1) 恒久平和主義の意義



1928年の「不戦条約」は国際紛争解決のために戦争に訴えることを禁止しました。

戦争違法化の流れは、国際連合憲章に結実し、国際紛争解決のための武力行使・武力による威嚇が禁止されました。



日本国憲法9条2項の戦力不保持規定は、これら不戦条約や国連憲章をさらに推し進めた規範です。

人類滅亡に直結する核兵器の出現を受けた現代における国際紛争解決の指針として極めて先駆的であり、普遍的意義を有します。



埼玉弁護士会は、2008年5月24日開催の定時総会において、日本国憲法の恒久平和主義堅持等を求める総会決議を採択しています。

(2) 憲法9条2項と安全保障法制下の自衛隊



憲法は、第2章「戦争の放棄」の項、9条2項で「戦力」の不保持を規定しています。

憲法9条2項こそが日本国憲法の恒久平和主義の核心条項です。



自衛隊の防衛行動は、必要最小限の専守防衛（個別的自衛権の行使）に限られていました。

自衛隊は、「戦力」にあたらないため憲法上許されるとされてきました。



しかし、2016年3月29日、安全保障関連法制が施行され、自衛隊の防衛行動は集団的自衛権の行使にまで拡大されました。



安全保障関連法制に基づき、自衛隊には「重要影響事態における後方支援活動」、「存立危機事態における集団的自衛権行使に関わる任務」が新たに付与されました。

日本国外において集団的自衛権の名のもと、他国軍隊の武力行使と一体化する活動までもが可能となりました。



自衛隊は「必要最小限の専守防衛」という枠組みを超えた組織に変貌してしまいました。

今後、イラク戦争のようなアメリカの思惑による侵略戦争に日本も加担し、他国の国民の命を奪うことが現実化してきました。



さらに、政権与党（自由民主党）は、「自衛隊の存在が憲法に規定がなく、自衛隊が憲法に違反する組織と解釈されることは、命を賭けて日本を守る自衛隊員にとってかわいそうである」と主張して、自衛隊明記案を提案しています。

集団的自衛権の行使を前提とした自衛隊であることは国民にひた隠しにしてです



現在の国民の多くが認識する自衛隊の活動は、専守防衛であり、大規模災害時の救助・復旧支援に従事する活動や国連P K O活動です。



自衛隊の存在やその活動を認めるために、自衛隊明記案のような「自衛の措置・・・のための実力組織として・・・自衛隊を保持する」という規定をわざわざ設ける必要があるのか非常に疑問です。

日本の防衛は、専守防衛（個別的自衛権の行使）と平和外交で図られています。

大規模災害時の救助・復旧支援に従事する活動は、憲法9条の枠組みの中で行われています。



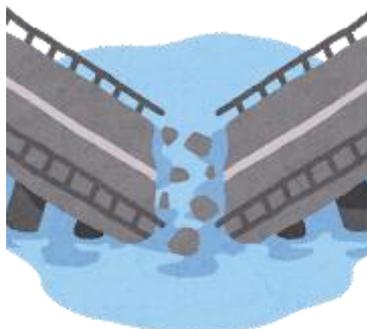
わざわざ規定を設けることで、「自衛」のためであれば「戦力を保持」することも許され、「武力の行使を行える」という憲法解釈をもたらしかねません。

自衛隊を戦争を行う「軍隊」に変貌させることにつながりかねません



大日本帝国憲法のもと、日本の権益を守る大義名分で軍部は暴走し他国との戦争に至り、日本国民や他国の国民の多くの命を失わせてしまった歴史を忘れてはいけません。

大日本帝国憲法下では、軍部は憲法上の規定「天皇の統帥権」を持ち出し、政府による抑制を解釈で逃れ、政府も追認し、軍備拡大・戦争へと突き進んで行ったのです。



自衛隊を憲法で特別な機関として明記することは、軍組織の暴走を再び招きかねません。

憲法9条2項の戦力不保持規定が事実上空文化・死文化することに繋がる虞が高いです。



自衛隊の憲法明記による9条2項の空文化・死文化は、日本国憲法の真髄である恒久平和主義を根底から覆すものです。



憲法改正には限界があります。
国民主権，基本的人権の尊重，恒久平和主義という基本原理は改正できません。



自衛隊明記案は日本国憲法の恒久平和主義と抵触し改正限界を超えるものとして許されません。

3 立憲主義の観点から

(1) 日本国憲法と立憲主義



日本国憲法は、基本的人権の保障を図るため権力を分立させ（41条, 65条, 76条）、最高法規たる憲法に反する一切の法律や行政行為等を無効とします（98条, 81条）。内閣総理大臣その他の国务大臣をはじめ権力分担者である公務員に憲法尊重擁護義務を課しています（99条）。



日本国憲法は個人の権利・自由を確保するため、国家権力が暴走しないよう抑制しています（立憲主義）。

(2) 立憲主義違反の現状とそれを追認することになる憲法改正



安全保障法制に基づく集団的自衛権の行使は、他国への武力行使が含まれているため専守防衛ではありません。憲法9条2項に違反し、認められません。

安全保障法制は、立憲主義違反であり、憲法違反です。



安全保障法制下の自衛隊を憲法に明記する改正は、立憲主義違反の状態を合憲と追認することになります。

(3) 国家権力を縛る憲法を権力者自らが変えようとする問題点



現在、主権者たる国民の間で憲法改正が必要という国民的な議論が起こっているわけではありません。

まして、自衛隊明記案の必要性を基礎づける具体的な立法事実について、これまでに十分な説明がなされたとは到底いえない状態にあります。



具体的な立法事実も曖昧なまま、国家権力の制限を本質とする憲法規定を権力者がその権限拡大の方向で変えようとすることは、立憲主義の精神に反します。

(4) 自衛隊を憲法に規定することの意味について



日本国憲法に明記されている国家機関は、国会（41条）、衆議院及び参議院（42条）、内閣（66条）、最高裁判所（76条1項）、会計検査院（90条）のみです。

それ以外の国家機関については、憲法により授権された下位規範である法律により規定されています。



自衛隊を憲法に明記するという事は、現実の実力組織である自衛隊を国会や内閣、最高裁判所などと並び立つ憲法上の機関に位置づけるということの意味します。



自衛隊を憲法上の機関とするのであれば、その基本的な権限、実力行使の限界や統制についても憲法上明確にされなければならないはずです。

しかし、自衛隊明記案は、自衛隊に対する統制は「国会の承認その他の統制」とするのみです。自衛隊の権限も憲法の下位規範である法律に委ねられています。



特に、自衛隊明記案では「必要な自衛の措置」は憲法9条に妨げられないとされています。

自衛隊は「必要な自衛の措置」であれば憲法9条の制約を受けることなく下位規範の法律で様々に装備を拡大し、あるいは他国と共同した諸活動の展開も憲法上可能となります。



しかも、内閣総理大臣は、内閣と自衛隊という憲法上並び立つ二つの機関の長を兼ねることになり、内閣総理大臣の憲法上の権限が強大化し過ぎることにもなります。

独裁政治を招きかねません。



そもそも、日本国憲法には行政の範囲を超えて外国の主権領域での実力を行使する「軍事」に関する権限を政府に認める規定はありません。



自衛隊という実力組織を政治部門・司法府と並び立つ新たな憲法機関にするとともに内閣総理大臣の権限強大化に繋がるという自衛隊明記案は、権力制限を本質とする立憲主義の観点から見て極めて危険なのです。

4 基本的人権尊重主義の観点から

(1) 人権尊重主義について



大日本帝国憲法下で繰り返された戦争の惨禍に対する痛切な反省のもと日本国憲法は、前文において、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認しています

そのうえで日本国憲法は、すべての個人が「個人として尊重される」(第13条前段)ことを核心原理(個人の尊厳)とし、そのために基本的人権を侵すことのできない永久の権利として(11条, 97条), 人権尊重主義をその基本原理としています。

(2) 「公共の福祉」の解釈に与える影響について



同時に日本国憲法は、人権保障の限界を「公共の福祉」条項により規定しています(12条, 13条, 22条, 29条)。



自衛隊が憲法上の機関となった場合、その任務・活動は憲法に根拠を持つ国家機関の行為ということになります。



自衛隊の任務・活動に必要なことは「公共の福祉」に適うとして、国民の基本的人権を制限することを正当化する根拠として扱われる懸念があります。

例えば、徴兵制や自衛隊の活動の国家機密化による知る権利のさらなる制約、配給制の導入による財産権の侵害、軍備増強のための増税などが考えられます。



自衛隊明記案は、基本的人権尊重主義という観点から大きな問題をはらんでいます。

5 憲法改正手続法の根本的な欠陥について



日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正手続法）は、2007年5月の成立時においても参議院で18項目にわたる附帯決議がなされ、2014年6月の一部改正の際にも参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされるなど多くの問題点が指摘されてきました。



日本弁護士連合会も、2009年11月18日、①投票方式及び発議方式について、②公務員・教育者に対する運動規制について、③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置について、④国民に対する情報提供について、⑤発議後国民投票までの期間について、⑥最低投票率と「過半数」について、⑦国民投票無効訴訟について、⑧国会法の改正部分について、という8項目が憲法改正手続法の改正すべき問題点として「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」を国会に提出しています。



また、国民投票の14日前までのテレビ・ラジオ等における国民投票運動としての有料意見広告放送に何らの規制が加えられていないことや最低投票率の定めがなされていないことについては、同法成立時の参議院での附帯決議でも法施行までに検討を加えることが求められていました。



しかし、現在に至るまで、これらの問題点の検討は全くなされていません。

このままだと、国会で憲法改正の発議がされた場合、問題点の多い憲法改正手続法のもと、国民投票が実施されてしまいます。



欠陥の放置は、主権者である国民が主権者として憲法改正の是非について判断するための前提を奪うものです。



加えて、近時、自衛隊の南スーダンでの活動やイラク戦争当時の活動に関する日報について政府は、一旦は廃棄ないし不存在と国会で答弁したものの、その後、いずれの日報も防衛省内に保管されていることが判明したとして訂正するに至りました。

国民の関心事で当然に開示されるべき自衛隊の様々な活動実態に関する情報の多くが隠蔽されている可能性があります。



自衛隊の活動実態に関する情報が厳正に保管・開示されていない状態の中、我々国民は、国民投票で判断を求められることとなります。



主権者たる国民が判断する前提を欠く現状の憲法改正手続法の根本的な改正や自衛隊の活動実態に関する情報が厳正に保管・開示されるという制度が確立されない限り、憲法改正発議のため衆参両院に自衛隊明記案を上程することは国民主権の観点からして許されません。

6, 最後に



このままでは、日本はアメリカ等の同盟国の思惑に巻き込まれ、同盟国の戦争に加担し他国と戦争する国家になりかねません。我々の家族を戦地に送り、人を殺すことを強制することになりかねません。

日本も報復の対象となり他国からの攻撃を受けることにもなりかねません。



自衛隊の活動への協力要請のもと、徴兵制や配給制の実施が行われ、国民の当たり前に享受していた平和が脅かされる事態になる可能性があります。



埼玉弁護士会は、集団的自衛権の行使を前提とした自衛隊を日本国憲法に規定する憲法改正案について反対する総会決議を宣言します。

日本の防衛は、専守防衛（個別的自衛権の行使）と平和外交でこそ実現するのです。